| | | |
|---|---|---|
| 9 | 34°09′04.7273″ | 129°10′58.9465″ |
| 10 | 34°09′04.7571″ | 129°10′56.3681″ |
| 11 | 34°09′02.7661″ | 129°10′51.3561″ |
| 12 | 34°09′01.9565″ | 129°10′47.5228″ |
| 13 | 34°09′01.9902″ | 129°10′46.1734″ |
| 14 | 34°09′02.0635″ | 129°10′45.5029″ |
| 15 | 34°09′01.9930″ | 129°10′45.0012″ |
| 16 | 34°09′01.5357″ | 129°10′43.8186″ |
| 17 | 34°09′02.2169″ | 129°10′43.5391″ |
| 18 | 34°09′02.2730″ | 129°10′42.0319″ |
| 19 | 34°09′02.5487″ | 129°10′41.7042″ |
| 20 | 34°09′02.9989″ | 129°10′42.0763″ |
| 21 | 34°09′03.4635″ | 129°10′45.7405″ |
| 22 | 34°09′02.3965″ | 129°10′46.9541″ |
| 23 | 34°09′02.9516″ | 129°10′50.4438″ |
| 24 | 34°09′04.9582″ | 129°10′54.0973″ |
| 25 | 34°09′06.1955″ | 129°10′57.3185″ |
| 26 | 34°09′05.5115″ | 129°10′58.6283″ |
| 27 | 34°09′05.9687″ | 129°10′59.5784″ |

**○国土交通省告示第二十一号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

寺崎川

二　砂防法第二条の土地の表示

宮崎県東諸県郡国富町大字嵐田及び同町大字田尻の区域内の土地のうち、次の一点から十七点までを順次結んだ線、十七点と十八点を町道嵐田田尻線の道路敷に沿って結んだ線、十八点から二十三点までを順次結んだ線及び一点と二十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 点 | 北緯 | 東経 |
|---|---|---|
| 1 | 31°58′29.3727″ | 131°18′23.7779″ |
| 2 | 31°58′29.5427″ | 131°18′22.8507″ |
| 3 | 31°58′29.5560″ | 131°18′22.7784″ |
| 4 | 31°58′29.5749″ | 131°18′22.6175″ |
| 5 | 31°58′29.4970″ | 131°18′21.7691″ |
| 6 | 31°58′29.0017″ | 131°18′21.7815″ |
| 7 | 31°58′28.7326″ | 131°18′20.7676″ |
| 8 | 31°58′29.1501″ | 131°18′20.4668″ |
| 9 | 31°58′28.7925″ | 131°18′19.6837″ |
| 10 | 31°58′28.2764″ | 131°18′16.9159″ |
| 11 | 31°58′27.9916″ | 131°18′16.2580″ |
| 12 | 31°58′28.3041″ | 131°18′15.8769″ |
| 13 | 31°58′29.3907″ | 131°18′17.3625″ |
| 14 | 31°58′29.3243″ | 131°18′18.2366″ |
| 15 | 31°58′30.3113″ | 131°18′20.0010″ |
| 16 | 31°58′31.2965″ | 131°18′20.2769″ |
| 17 | 31°58′31.1575″ | 131°18′20.4338″ |
| 18 | 31°58′30.6877″ | 131°18′21.4893″ |
| 19 | 31°58′30.4518″ | 131°18′21.9031″ |
| 20 | 31°58′30.1613″ | 131°18′23.2821″ |
| 21 | 31°58′29.9707″ | 131°18′23.9155″ |
| 22 | 31°58′29.7108″ | 131°18′23.7732″ |
| 23 | 31°58′29.6500″ | 131°18′23.8785″ |

**○国土交通省告示第二十二号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上ノ沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と七十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県西村山郡西川町大字大井沢　字ウラヤノ沢　二六九五番一　四八五番

二六九三番　地先水路敷

二六九三番

二六九二番

二六九一番

三〇〇〇番一二

三〇〇〇番一一

一号から六号まで

十三号から二十四号まで、三十二号、三十三号、三十五号から五十六号まで及び六十七号から七十四号までの五十八号

五十九号から六十一号までの六十二号から六十五号までの六十六号

七号から十号までの十一号、十二号、二十五号から三十一号まで及び三十四号

五十七号

三〇〇〇番一三

**○国土交通省告示第二十三号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

七ツ滝沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県鶴岡市田麦俣　字六十里山国有林　七〇林班　へ小班　一号から八号まで及び三十二号

か[1]小班　九号から十二号まで

か小班　十三号から二十三号まで及び二十八号から三十一号まで

字六十里山　一四四番　二十四号から二十七号まで

**○国土交通省告示第二十四号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

浄水場沢

二　砂防法第二条の土地の表示

栃木県日光市清滝安良沢町、同市久次良町字荒沢国有林の区域内の土地のうち、次の一点から四十七点までを順次結んだ線及び一点と四十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 点 | 北緯 | 東経 |
|---|---|---|
| 1 | 36°44′55.5009″ | 139°33′58.0738″ |
| 2 | 36°44′55.5327″ | 139°33′58.0189″ |